

消費者金融市場の壊滅により再び活発化したヤミ金融に関する調査

堂下 浩
東京情報大学

要 旨

今日、ヤミ金融の強引な回収や追い貸しは鳴りを潜めた。一方で、正規の金融業者から融資を拒絶された利用者を狙ってソフトに対応している。さらにヤミ金融の利用者はヤミ金融に恐怖心を抱かないばかりか、逆に借りられたことに恩義さえ感じ、被害者としての意識を薄めている実態が資金需要者へのアンケート調査から明らかになった。

1. 消費者金融市場の大縮小

2006年12月、いわゆる「多重債務者」¹救済を目的に貸金業法は改正され、その副作用への懸念を残しながら2010年6月に完全施行された。そして同年9月に消費者金融専門大手の武富士は会社更生法の適用を申請。武富士を含めた専門大手7社による貸付残高はピーク時の8.5兆円から武富士破綻の直前には3.5兆円まで落ち込んだ。3年半の間で市場規模が6割減となる信用収縮が発生したことになる。

さらに急増した過払い金返還請求は貸金業者の資金供与機能を実質的な破綻へと導いた。図表1は専門大手7社による過払い金返還額と新規成約率の推移を示したものである。最高裁が2006年1月に利息制限法と出資法の上限金利の間にある、いわゆるグレーゾーン金利帯(年利20%~29.2%)を実質的に否定した判決²を出し、立法府も法改正によりその決定を追認したことで過払い金返還請求は一気に増大した。その増加基調は現在も続き、同判決以来、専門大手7社が返還した過払い金総額は2兆円に達した。

一方で司法界は大いに潤った。弁護士・司法書士に流れた手数料総額は7千億円程度と推計される。ただし、弁護士の安易な債務整理で益々生活が苦しくなった事例が後を絶たず、現状のような心理的ケアを伴わない過払い金返還請求の急増は多重債務者救済に逆行していると言える。

実際、図表1の折線グラフ(右軸)に示される通り、新規成約率は55%から25%程度に低下した。法改正当初は上限金利引下げの影響で「零細事業主」「派遣社員」といった属性で急速な貸し渋りが進行し、完全施行後は総量規制により「低所得者」「専業主婦」といった層も加わった。

現在、こうした消費者金融市場での信用収縮は利用者の債務行動に変化をもたらしている。そこで本稿では、信用収縮が進む市場の水面下で起きている実態を、筆者らが2006年から行った利用者へのアンケート調査結果³から報告する。

¹ 「多重債務者」に関する明確な定義は存在しない。例えば、金融庁と日本弁護士連合会が定義する「多重債務者」は異なっている。

² 平成16年(受)第1518号貸金請求事件(最高裁判所)。

³ 「消費者金融の利用に関する調査」(調査時期:2006年~09年の各5月、2010年7-8月に実施)と「ヤ

2. 借入困難者による債務行動の変化

最初に市場が収縮する中、消費者金融への借入申込の目的が変化する実態について報告する。図表 2 は代表的な消費者金融への借入申込目的を調べ、その推移を示した結果である。娯楽遊興経費である「物品購入」「旅行・レジャー費用」での借入が減少する一方で、生活必要経費である「生活費の補てん」「子供の教育費」が増加する傾向が見られる。「物品購入」「旅行・レジャー費用」、目的での借入抑制により個人消費減退を招いたと論定される。そして「生活費の補てん」「子供の教育費」目的の借入増加は景気低迷が背景にある。本来、消費者ローンは景気後退局面で生じる生活格差を緩和する機能を有するが、今回その効果が法改正により発揮できていない。さらに今回の法改正は借金返済のための借入を抑制することを目的としていたが、図表 2 に示される通り、「その他借金の返済」のための借入は減少することなく、「住宅・自動車ローンへの充当」は逆に増加している。今後、貸金業法の副作用として住宅ローン延滞の社会問題化は必至である。

次に図表 3 は消費者金融の現在利用者が保有する「消費者金融」「銀行のカードローン」、そして「親族や知人」からの借入残高(中央値)の推移である。同図によると消費者金融会社からの借入残高は 84 万円(06 年)から 50 万円(10 年)へと下降した。一方で銀行カードローンの借入が横這いの中、親族や知人からの借入は 50 万円(06 年)から 90 万円(10 年)に上昇した。

さらに法改正のシワ寄せとして消費者金融から借り入れ困難となった資金需要者が親族や知人に借入を頼る傾向が強まる中、その資金供給力は低下傾向にある。図表 4 の棒グラフ(左軸)によると、直近 1 年間で消費者金融に借入を申し込んだ資金需要者のうち「親族・知人」に借入を申し込んだ割合は 28.3%(09 年)から 33.6%(10 年)へと 5 ポイント以上上昇している。一方で図表 4 の折線グラフ(右軸)で示される通り、「親族・知人」への借入申込者のうち借入できた割合は 81.6%(09 年)から 71.6%(10 年)へと 10 ポイント低下している。同時に同調査によると「親族・知人」借入者の個人年収は低下傾向を辿っていることから、今後、その返済を巡るトラブル発生が懸念される。

3. 再拡大するヤミ金融市場

筆者らは借り入れが困難となった資金需要者によるヤミ金融被害を把握するためにヤミ金融の利用に関しても調査してきた⁴。図表 5 はヤミ金融の現在利用者数の推移(推計値)を示した結果である。図表 5 によると、調査時点で「ヤミ金融」から借りている現在利用者数は 46 万人(08 年)、42 万人(09 年)、そして 58 万人(10 年)と推計される。2000 年の上限金利引下げ後、ヤミ金融被害が全国的に広がった 2002 年当時、ヤミ金融被害者数は 51 万人～104 万人と推計されていた⁵。したがって今日、ヤミ金融被害の大きさは 2002 年当時の水準に再び戻ったと考えられる。

加えて 2010 年のアンケート調査では直近 1 年間での「ヤミ金融」と、実質的なヤミ金融である「クレジット

ミ金融の利用に関する調査」(調査時期：2008 年～09 年の各 5 月、2010 年 7-8 月に実施)。調査方法はインターネット調査。調査対象は調査機関に登録している 20 歳以上の一般消費者。筆者と内田治(東京情報大学・准教授)が調査を実施。調査報告書として堂下浩・内田治(2011 年 3 月)「2010 年 消費者金融の利用に関する調査報告書」早稲田大学クレジットビジネス研究所(FILE No. IRCB11-002)を参照。

⁴ 前出の「脚注 3」と同じ。

⁵ 全国貸金業連合会(2002)「ヤミ金融苦情ダイヤル」より引用。

トカードのショッピング枠現金化⁶」(以下、「カード現金化」とする)の利用実態も調査した。直近1年間で「ヤミ金融」からの借入者数は160万人(10年)、同様に直近1年間で「カード現金化」の利用者数は120万人(同)と推計される。さらに直近1年間で「ヤミ金融」または「カード現金化」の利用経験者は210万人(同)と推計された(図表6)。

ここで、「ヤミ金融」の調査時点での利用者数(58万人)と直近1年間で利用者数(160万人)に乖離が見られる。この理由として、ヤミ金融から借り入れた資金需要者がその借入を短期つなぎ資金として利用している可能性が挙げられる。また、ヤミ金融もかつてのような押し貸しを控え、債務者からの申込みに応じて融資している可能性が考えられる(この現象に関しては、後述するヤミ金融業者へのインタビュー調査の結果とも一致する)。

上記の通り、法改正を契機に利用者が新たに流入したことでカード現金化を含めた広義のヤミ金融市場は再び拡大している。中でも法改正の初期段階で正規の貸金業者から融資を受け難くなった属性の利用者が、今日ヤミ金融市場へ流れていると考えられる。図表7にヤミ金融被害者(利用者)において零細事業主⁷が占める割合の推移を示した。消費者金融を利用する零細事業主は微増で推移しているが、ヤミ金融被害者(利用者)に占める零細事業主は増加基調にある(図表7)。筆者らが2009年に行った調査でも零細事業主は2007年頃から借入が困難となり、この頃より特に短期つなぎ資金の調達に支障をきたすようになった⁸。したがって、正規の貸金業者から短期つなぎ資金を中心に調達困難となった利用者が近年、ヤミ金融市場に流入している可能性が高い。

次にヤミ金融やカード現金化の被害者(利用者)に対して利用理由を調べた。図表8によると、ヤミ金融の利用者では「(正規業者から)追加融資を断られた」が56.7%、「(正規業者から)新規借入が断られた」が30.0%と上位に来る。一方で、カード現金化の利用者では「(正規業者から)借入限度額が減らされた」が42.4%、「(正規業者から)追加融資を断られた」が32.9%と続く。両者とも上位に来る理由は信用収縮を原因とする理由である。しかし、両者の利用理由の分布は一致せず、両者の利用者には何らかの相違点が存在する可能性が高い。すなわち図表8にも記載したが、ヤミ金融利用者は既存の貸金業者に追加融資を申し込んだり、さらには別の貸金業者に新規借入を申し込んだりするなど、信用収縮に対して積極的に借入先を探している。一方でカード現金化の利用者は、そこまで積極的な資金の調達行動をとっていない。この背景として、債務者はキャッシングの借入枠が消滅したものの、ショッピングの利用枠が残されている場合、最初からヤミ金融に接触するのではなく、先ず表立って宣伝を行っているカード現金化を利用しようとする。実際、カード現金化利用者の利用理由として「ヤミ金融を利用しなくなった」(31.8%)が上位3位にあがる。両者とも結果的には利息制限法を大幅に超える調達コストとなるものの、ショッピングの利用枠が残されている場合、カード現金化を先ず利用する。そして、ショッピングの利

⁶ 業者からの指示に従い商品をクレジットカードのショッピング枠で購入し、それを当該業者に売り現金化する疑似金融行為。またキャッシュバックを偽装したタイプも存在する。違法なビジネスとして認識されつつあり、「疑似ヤミ金融」や「偽装ヤミ金融」とも言われている。

⁷ ここで定義する「零細事業主(消費者金融現在利用者)」とは、消費者金融を現在利用する個人事業主又は資本金2千万円未満の株式会社や有限会社の経営者。なお、日銀短観が定義する中小企業とは資本金が2千万円以上の株式会社。

⁸ 堂下浩、内田治『消費者ローン現在利用者の時系列変化に関する分析 Part3』『パーソナルファイナンス学会年報』パーソナルファイナンス学会、No.10(2009)。

用枠も使い切った時、資金需要者は新たな調達先を探す過程でヤミ金融と接触・借入してしまう可能性が考えられる。

そこで、2011年2月にヤミ金融利用者を対象にした追跡調査⁹を実施した。図表9はヤミ金融被害(利用)者に対してヤミ金融借入前にカード現金化の利用経験を調べた結果である。図表9に示される通り、ヤミ金融被害者のうちヤミ金融借入前にカード現金化を「利用していた」割合は38.6%となった。つまり、貸し渋りに遭った資金需要者はまずカード現金化を利用後、次にヤミ金融へ接触・借入するパターンが確認される。

またヤミ金融やカード現金化の被害者(利用者)に対して接触の経路を調べた(図表10)。図表10によるとヤミ金融及びカード現金化の接触経路として、ヤミ金融では「人から紹介された」、カード現金化では「WEBサイトをみて問い合わせた」などが高い。実質的な高金利の被害に遭う点では共通しているが、ヤミ金融とカード現金化の利用者において違法金融に接触する意識や環境に相違点が見られる。すなわち、正規の業者から融資を断られた資金需要者はヤミ金融に関しては慎重に業者を選定するのに対して、カード現金化には安易な意識で接触しているとも考えられる。

さらに利用者調査では「カード現金化」に代わる新たな偽装ヤミ金融として「金貨現金化」や「ポイント偽装貸金」の被害も散見された。「金貨現金化」とは現金を必要とする資金需要者が、代金後払いで自分の欲しい金額分の金貨や地金を現金化業者から購入し、その金貨や地金を別の買い取り業者にすぐに転売・現金化する仕組みである¹⁰。しかし、消費者が手にする受け取り額は購入代金より必ず低く、最終的には高利で資金を調達したことになる。同様に「ポイント偽装貸金」とはヤミ金融業者が利息の回収手段としてネット上で広く流通するポイント(実質的な電子マネー)を使う疑似ヤミ金融である¹¹。このケースにおいてヤミ金融業者は表向き元金しか回収していないように見せかけ、利息部分をポイント販売という偽装取引で回収する。このようにヤミ金融業者は狡猾に進化する一方で、その摘発は常に後手に回るというイタチごっこの様相を呈している。こうした偽装ヤミ金融の跋扈は現在の貸金市場が対応することが出来ない資金需要の存在を物語る。

4. ヤミ金融による被害実態

筆者はヤミ金融業者の実態を調べるために、特定のヤミ金融業者(本社:東京都)を対象としたインタビューによる定点調査を行った。以下はその要旨である。

⁹ 2010年7-8月に実施した「ヤミ金融の利用に関する調査」(堂下浩、内田治)で抽出されたヤミ金融利用経験を対象に行ったアンケートによる追跡調査。調査方法はインターネット調査。調査の実施時期は2011年2月。調査結果は堂下浩・内田治(2011年3月)「2010年 消費者金融の利用に関する調査報告書」早稲田大学クレジットビジネス研究所(FILE No. IRCB11-002)に掲載されている。

¹⁰ 被害の具体的な報道記事として、例えば、『北海道新聞』「札幌簡裁初判断 『金貨金融』契約は無効」(2011年1月15日)。

¹¹ 被害の具体的な報道記事として、例えば、『長崎新聞』「広域ヤミ金被害事件 利息回収に「電子マネー」ポイント販売装い実態隠す」(2011年2月2日)。

【2009年12月調査¹²⁾】

- 1999年に(出資)法が改正され、(上限)金利が引き下げられた直後に、友人から誘われてヤミ金に加わった。当時は金を借りる客が増え始めた頃。押し貸しを無理強いして、回収も暴力的だった。
- 2003年頃から摘発が強化され、同業者は振り込め詐欺等に移った。自分は「社長」となりヤミ金を続けた。新規営業を止めて、優良な既存客にのみ貸し付けたため、今は回収で苦労しない客ばかり。完済しても借りに来る(いわゆる「ピンポン貸し」)。
- 2008年頃から既存顧客が、サラ金で借りられなくなった友人を紹介するケースが増えてきた。特に40歳代の主婦が多い。使途は生活費の補てんなど。3~5万円を2週間で貸し付ける(月6割、年利720%)。中小企業の経営者も増えてきた。ただ、融資額が大きいため事業資金の審査は慎重に行っている。
- 既存客が新規客を紹介するパターンとして、既存客が自分の親族を紹介したり、同じ職場の先輩が後輩を紹介したり、主婦が近所の主婦を紹介したりする。
- 過払いを行うと新規借入が難しくなるというリスクを十分に告知しなかったため、弁護士と債務整理者の間でトラブルとなることがあるようだ。こうした場合、弁護士は過払いを行った客を当社に紹介するケースもある。

【2011年2月調査¹³⁾】

- 2010年3月と比べ顧客数は40~50%も増加した。現状、債務者数は約150人。10年10月頃から急激に増えた。特に20歳代の客が増えて来た。
- 当社から既存客に「客を紹介してくれ」と頼んだことはなく、むしろ既存客はその知人から借入を頼まれ、断る代わりに当社を紹介しているようだ。
- 最近の客は計画性の高い優良客ばかり。返済が滞ることはなく、利息の支払いを気にして短期間で完済しようと心掛けている。ピンポン貸しの借入パターンが増えている。
- 当社に断られると、借入先がなくなるので、総じて利用者は返済に必死になってきた。
- 新規客の場合、たとえ紹介者がいても厳しく審査している。過去の経験から紹介を受けた顧客の貸し倒れ率は概して低いが、無闇に客を増やすと債権管理が煩雑になるので、最近は融資の申し込みを断わるケースも増えて来た。

¹²⁾ NHK 報道局との共同調査。

¹³⁾ 公明新聞との共同調査。

こうしたヤミ金融被害の実態を確かめるために、ヤミ金融利用者に対してヤミ金融からの借入実態に関するアンケート調査を行った。

まずヤミ金融による顧客選別化の実態を知るために、ヤミ金融への借入申込者に融資応諾の結果を調べた(図表 11)。図表 11 に示される通り、直近 1 年以内にヤミ金融に借入れを申し込んだ人のうち、ヤミ金融から「断られたことがある」が 42.4%となった。ヤミ金融に借入を申し込んだ人のうち約半数がヤミ金融からの借入を断られている実態が示された。つまり、ヤミ金融は借入申込者の全てに融資するのではなく、顧客を審査した上で融資を実行している可能性が示唆された。実際、ヤミ金融が申込者に審査を義務付けていた事件も度々報道されている¹⁴。

次にヤミ金融被害者の個人年収を調べると、消費者金融利用者よりも高い事実が判明した(図表 12)。図表 12 に示される通り、ヤミ金融利用(被害)者及びクレジットカード現金化利用者の個人年収は消費者金融利用者よりも高い。ヤミ金融利用(被害)者の個人年収は 524 万円(平均値)及び 400 万円(中央値)、同様にクレジットカード現金化利用者は 462 万円(同)及び 380 万円(同)となった。一方、消費者金融利用者は 410 万円(同)及び 360 万円(同)であった。従来から「ヤミ金融は貧困層を狙う」という先入観が強いが、現実には信用力のない貧困層はヤミ金融からも相手にされていない可能性がある。

こうした中、ヤミ金融の被害者が被害を申し立てない、意識しない傾向も強まっている。例えば、2010 年 11 月に沖縄県・豊見城署が逮捕したヤミ金融業者は少なくとも 400 人へ貸し付けていたが、利用者からの相談は全く寄せられていなかった¹⁵。警察が別のヤミ金融事犯を捜査する過程で偶然発覚した。この事件は昨今のヤミ金融被害を象徴している。強引な回収や押し貸しは鳴りを潜め、ヤミ金融は正規業者から融資を拒絶された資金需要者を狙ってソフトに対応している。一方で利用者はヤミ金融に恐怖心を抱かないばかりか、逆に借りられたことに恩義さえ感じ、被害者としての意識を薄めている。

実際、筆者らのアンケート調査でも資金需要者はヤミ金融利用への抵抗感を弱め、反対に依存する傾向が裏付けられた。図表 13 の棒グラフ(左軸)は、直近 1 年間にヤミ金融から借り入れた利用者に対して感想を尋ねた結果である。同図によるとヤミ金融に手を出して後悔したという回答率が 61.4%(08 年)から 46.0%(10 年)に減少。さらにヤミ金融に接触した人のうち、実際にヤミ金融から借り入れた利用者の割合を「借入実行率」として、その推移を調べた。図表 13 の折線グラフ(右軸)によると、ヤミ金融からの借入実行率は 40.3%(08 年)から 50.2%(10 年)に増加した。従前、正規業者から融資を拒絶された資金需要者はヤミ金融に接触しつつも、借入の違法性や返済の困難性を考慮し、利用に二の足を踏むのが一般的な行動様式であった。しかし今日、資金需要者は躊躇することなくヤミ金融を利用する傾向が示された。

最後にヤミ金融被害の実態を定量的側面から調べた結果を示す。図表 14 はヤミ金融被害者に対して被害実態として、借入総額、返済総額、そして約定金利を調査した結果である。本調査ではヤミ金融被害者のうち被害実態を定量的に把握できる被害者に分析対象を限定した上で被害実態を調べた。図表 14 に示される通り、被害金額として借入総額は 122 万円(平均値)及び 30 万円(中央値)、返済

¹⁴ 例えば、日本テレビ報道局「約 41 倍の金利で貸し付け、元貸金業ら逮捕」(2009 年 9 月 19 日)。

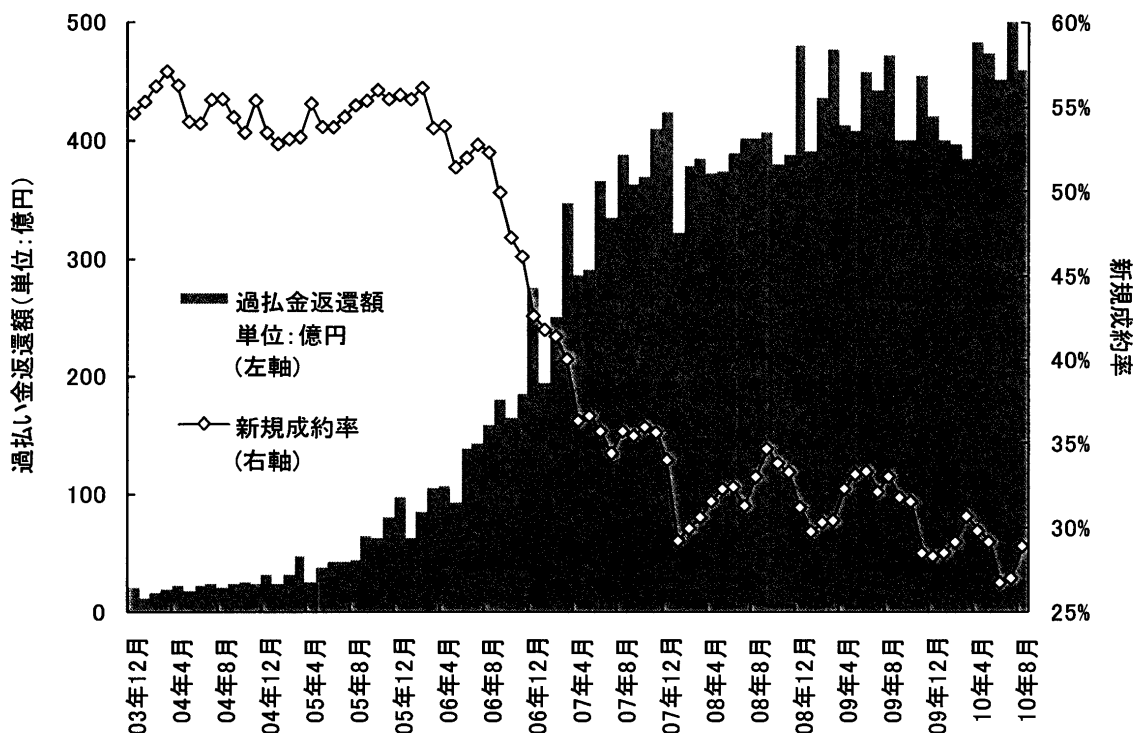
¹⁵ 『沖縄タイムス』「ヤミ金、公的給付金標的」(2010 年 11 月 23 日)。

総額は 281 万円(同)及び 43 万円(同)、そして約定金利(年率)として 698%(同)及び 348%(同)となった。ヤミ金融被害が事件として表面化することなく、その被害の潜在化が進む中で、被害総額は決して無視できない水準に達していることが示唆される。

5. まとめ

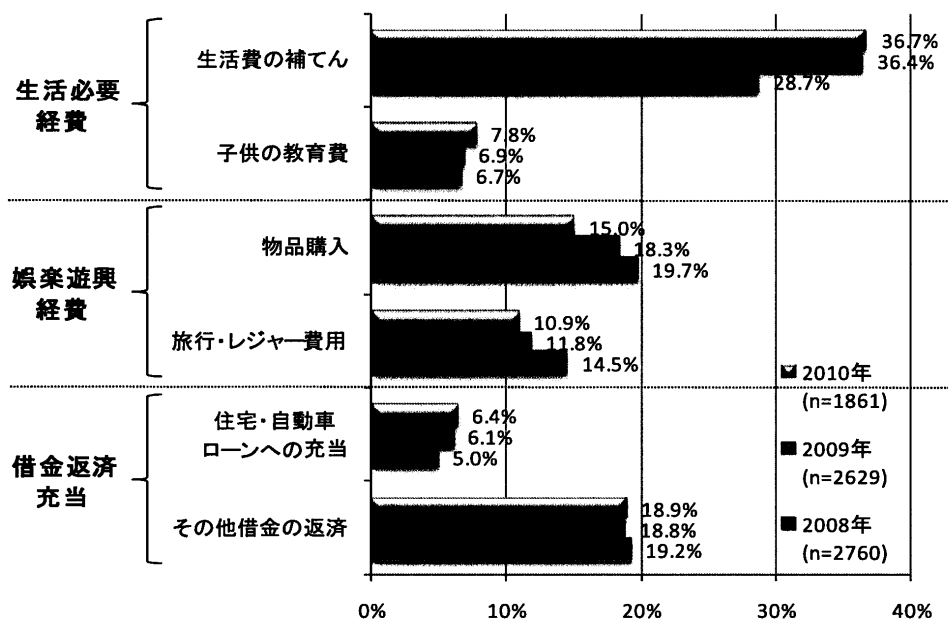
以上の通り、改正貸金業法の副作用により利用者の債務行動は変化し、市場の潜在化は一段と進行している実態を垣間見ることが出来た。さらにソフト化したヤミ金融が水面下で資金需要者を吸い込みながら浸潤したことで反社会勢力への資金滞留も危惧される。市場の潜在化は新たな社会問題を様々の分野で顕在化させるであろう。こうした現実を鑑みると資金需要者保護の観点から改正貸金業法の抜本的な見直しが急務と言える。

図表1 消費者金融專業大手7社による過払い金返還額(月間合計)と新規成約率(月間平均)



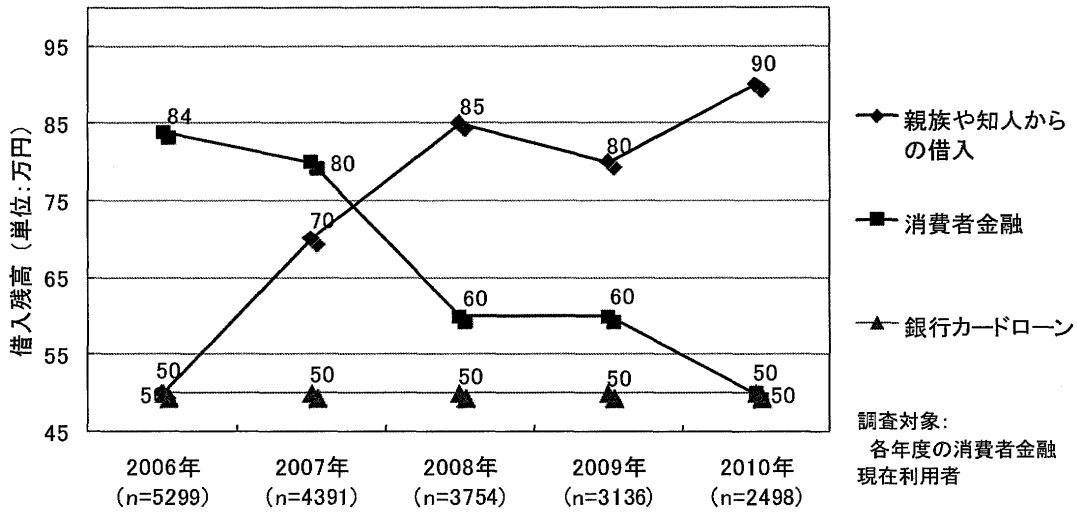
出典:「資金供給者アンケート調査」。時期:10年9月、対象:消費者金融專業大手7社。

図表2 消費者金融借入への申込目的(複数回答)の推移



出典:07年、08年、09年及び10年「消費者金融の利用に関する調査」。

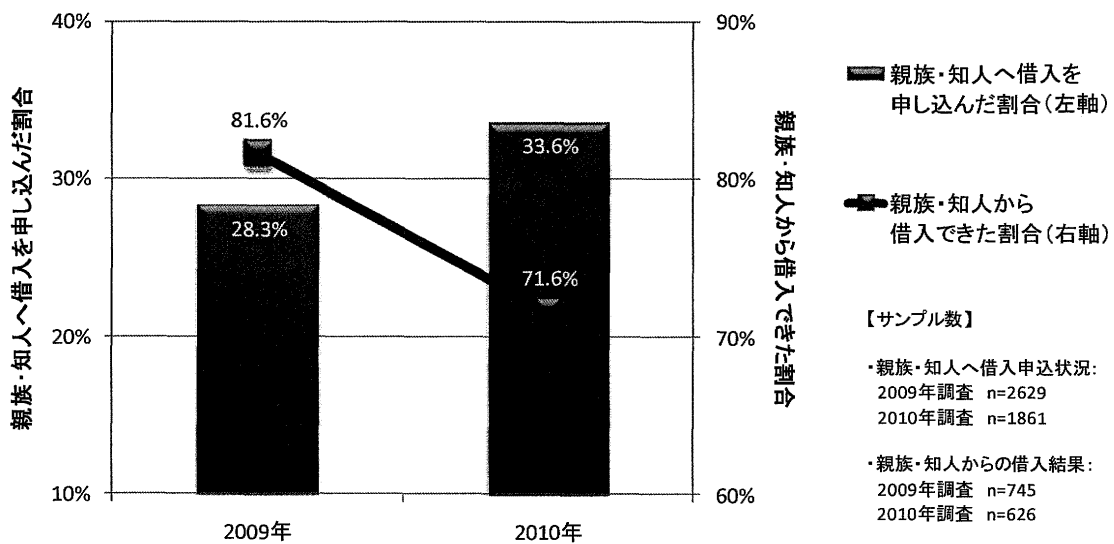
図表3 消費者金融現在利用者による借入残高(中央値)の推移



注意: 消費者金融現在利用者による銀行カードローンの現在利用率は31.7%(06年)、32.9%(07年)、33.1%(08年)、31.8%(09年)、34.7%(10年)。同様に親族知人や知人からの現在借入率は、21.4%(06年)、24.6%(07年)、20.4%(08年)、22.4%(09年)、20.2%(10年)。

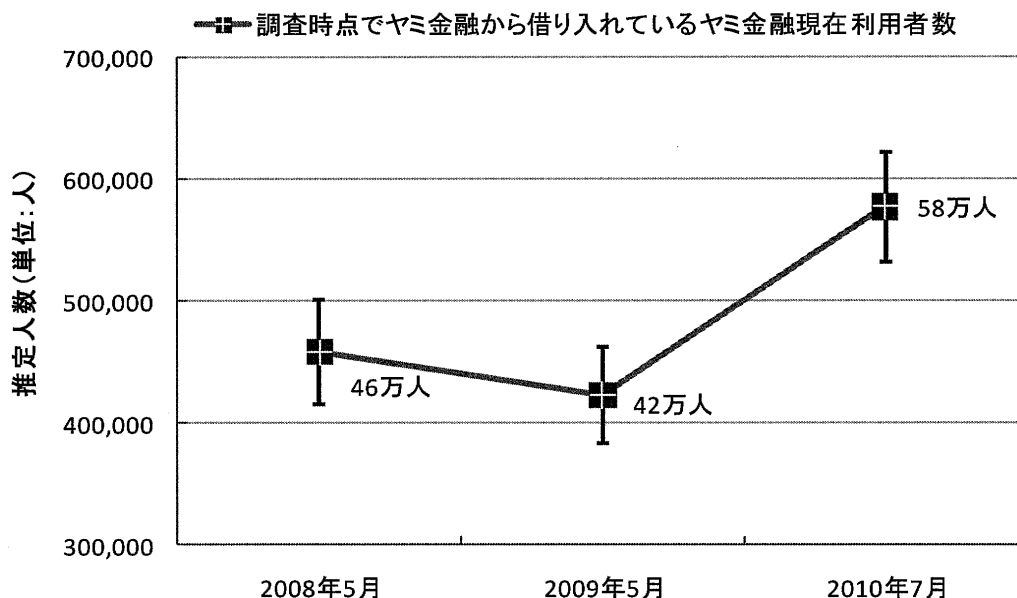
出典: 06年、07年、08年、09年及び10年「消費者金融の利用に関する調査」。

図表4 親族・知人への借入の申込状況と借入結果の推移



出典: 09年及び10年「消費者金融の利用に関する調査」。

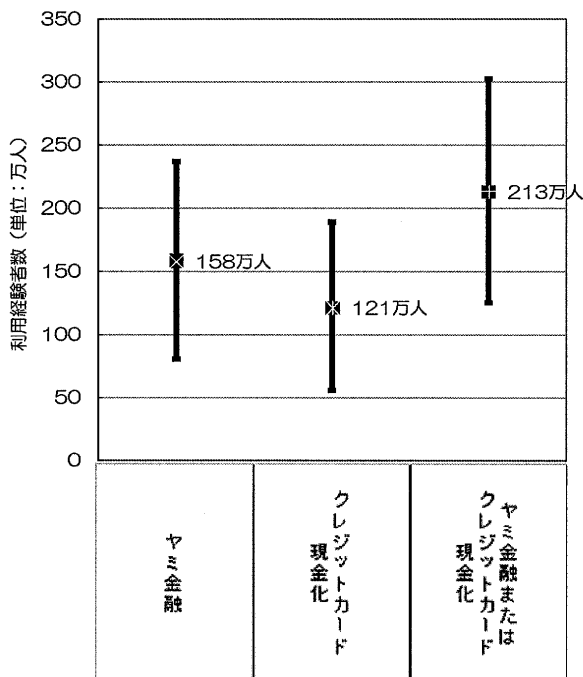
図表 5 ヤミ金融の現在利用者数の推移



注意: 推計で用いたアンケート調査のサンプル数は 82551 人(08年)、93760 人(09年)、93787 人(10年)。

出典: 08年、09年及び10年「ヤミ金融の利用に関する調査」。

図表 6 2009年7月～2010年7月のヤミ金融及びクレジットカード現金化利用経験者推定人数



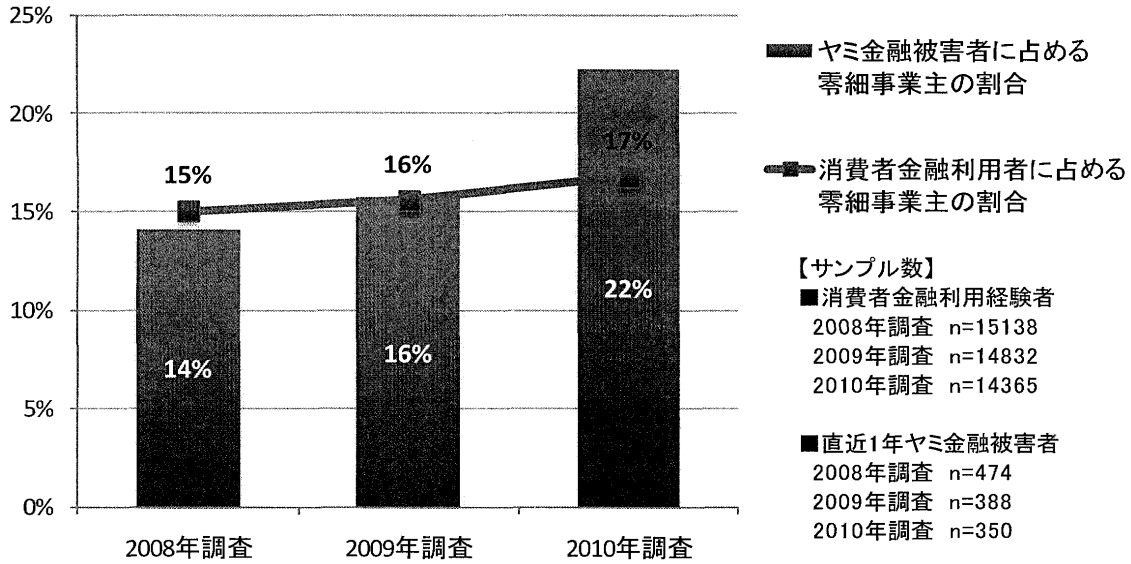
※2009年7月～2010年7月のヤミ金融利用経験者推定人数
 ※2009年7月～2010年7月のクレジットカード現金化利用経験者推定人数
 ※2009年7月～2010年7月のヤミ金融又はクレジットカード現金化利用経験者推定人数

	(単位:万人)		
	推定下限	推定人数 ±0	推定上限
2009年7月～2010年7月のヤミ金融利用経験者数	80.5	157.5	236.8
2009年7月～2010年7月のクレジットカード現金化利用経験者数	54.7	120.9	188.9
2009年7月～2010年7月のヤミ金融またはクレジットカード現金化利用経験者数	124.9	212.6	302.6

注意: 推計で用いたアンケート調査のサンプル数は 82551 人(08年)、93760 人(09年)、93787 人(10年)。

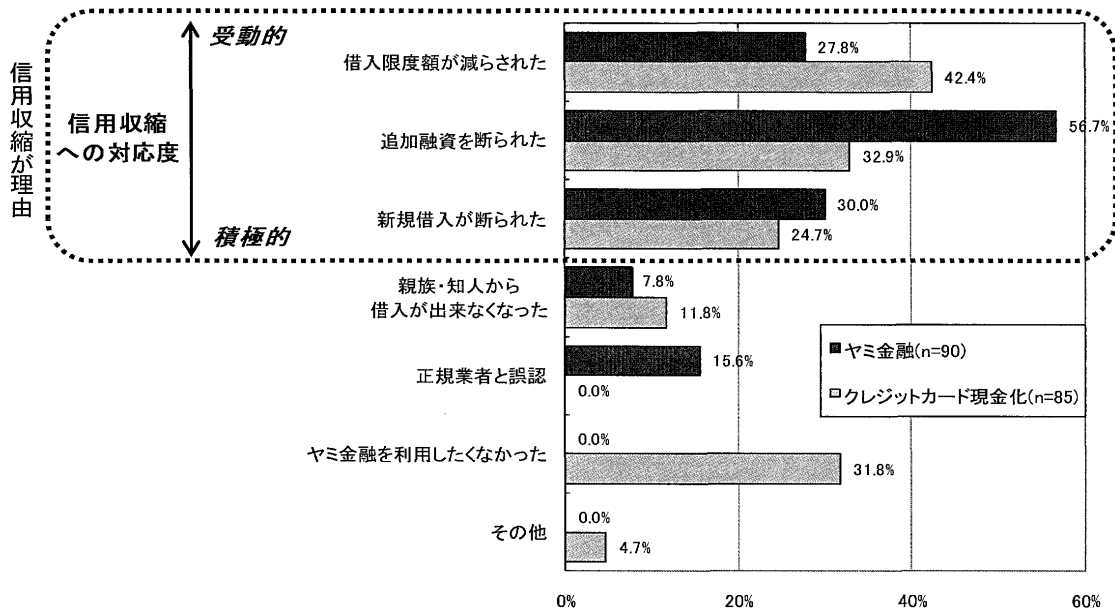
出典: 10年「ヤミ金融の利用に関する調査」。

図表 7 ヤミ金融被害者(利用者)において零細事業主が占める割合



出典：08年、09年及び10年「ヤミ金融の利用に関する調査」。

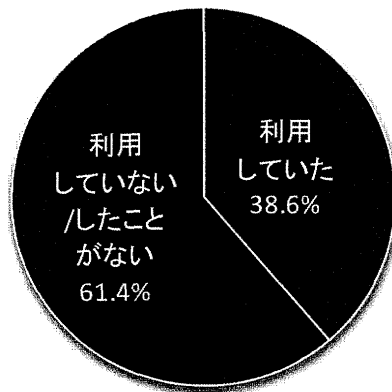
図表 8 ヤミ金融及びクレジットカード現金化の利用理由



注意：調査対象は2009年7月～2010年7月にヤミ金融及びクレジットカード現金化を利用した層。

出典：10年「ヤミ金融の利用に関する調査」。

図表 9 ヤミ金融被害者によるカード現金化の利用経験の割合

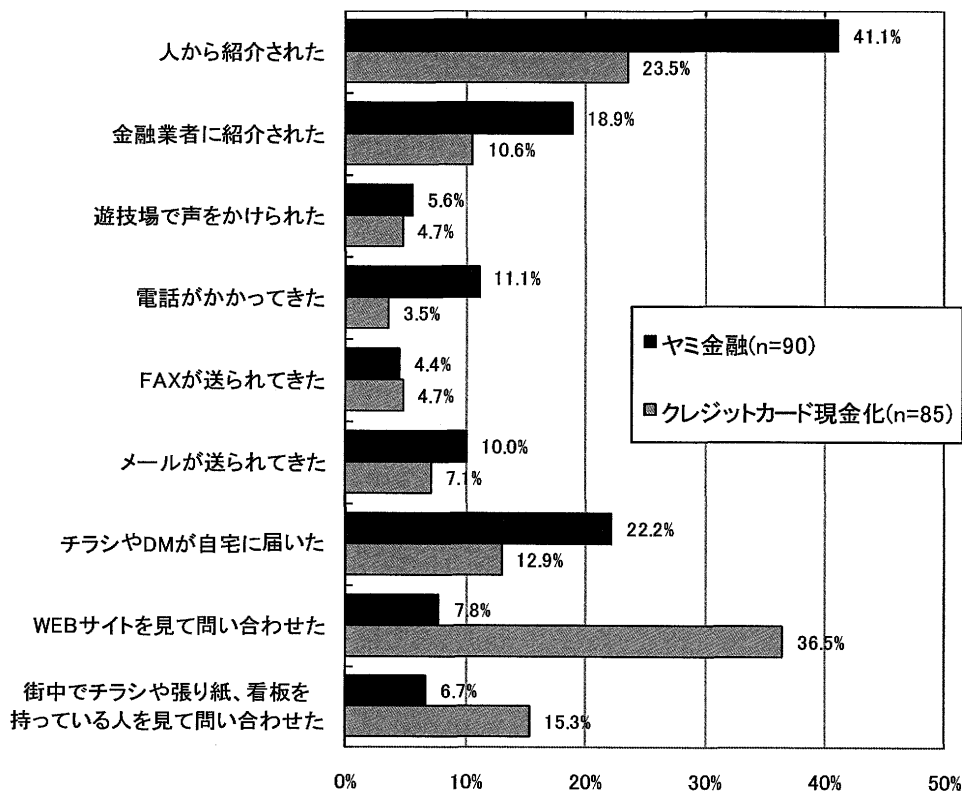


注意:

- ①本調査は 2010 年 7 月調査で抽出されたヤミ金融被害者に対して行った追跡調査の結果である。
- ②集計対象は「ヤミ金融の利用経験者」。n=132。
- ③本集計で用いた質問は「ヤミ金融よりも前にカード現金化を利用していたか」という内容。

出典: 11 年「ヤミ金融の利用に関する追跡調査」。

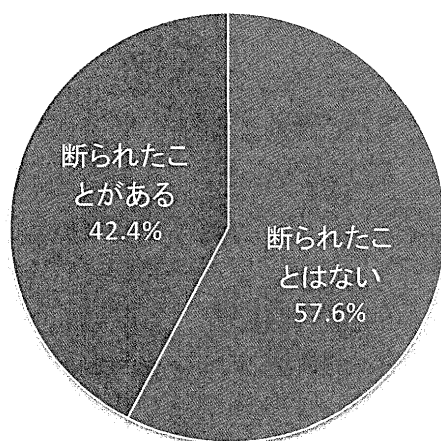
図表 10 ヤミ金融及びクレジットカード現金化の接触経路



注意：調査対象は 2009 年 7 月～2010 年 7 月にヤミ金融及びクレジットカード現金化を利用した層。

出典：10 年「ヤミ金融の利用に関する調査」。

図表 11 直近 1 年間におけるヤミ金融による融資応諾の状況



注意：

①本調査は 2010 年 7 月調査で抽出されたヤミ金融被害者に対して行った追跡調査の結果である。

②追跡調査は 2011 年 2 月に実施された。したがって、ここで意味する「直近 1 年間」とは、2010 年 2 月～2011 年 2 月となる。

③集計対象は「直近 1 年間におけるヤミ金融への借入申込者」。n=59

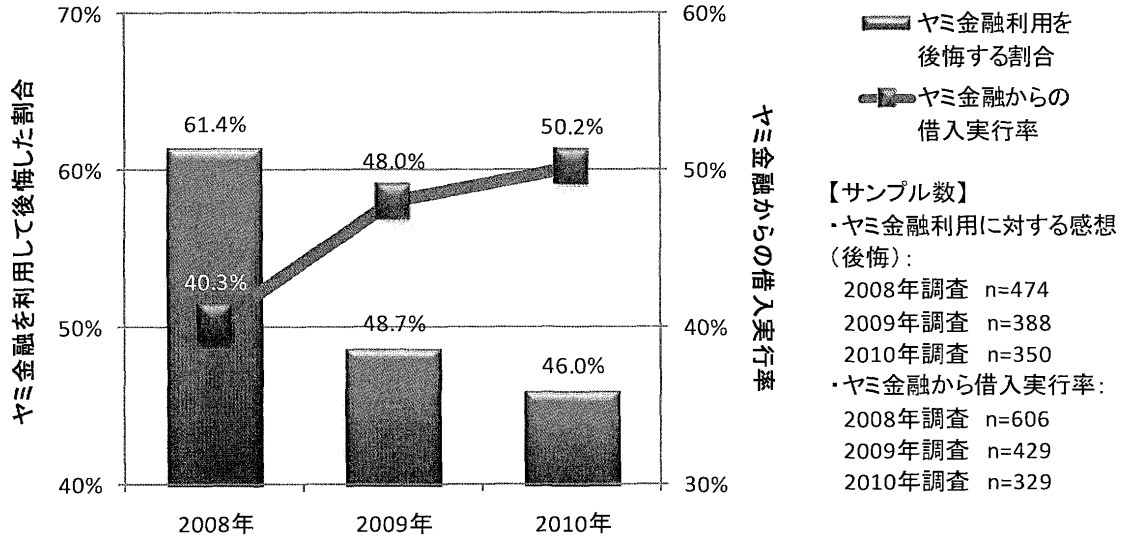
出典：11 年「ヤミ金融の利用に関する追跡調査」。

図表 12 直近 1 年間でのヤミ金融被害(利用)者の個人年収

	個人年収【有職者ベース】	
	平均値	中央値
ヤミ金融被害(利用)者 (n=310)	524 万円	400 万円
〈参考〉クレジットカード現金化利用者 (n=329)	462 万円	380 万円
〈参考〉消費者金融利用者 (n=2,203)	410 万円	360 万円

出典：10 年「ヤミ金融の利用に関する調査」。

図表 13 ヤミ金融の利用感想(後悔)と借入実行率の推移



注意:[ヤミ金融からの借入実行率]=[ヤミ金融からの借入者数]/[ヤミ金融への接触者数]。

出典:08年、09年及び10年「消費者金融の利用に関する調査」。

図表 14 ヤミ金融被害者によるヤミ金融からの被害実態

	被害金額	
	平均値	中央値
借入総額 (n=77)	122万円	30万円
返済総額 (n=68)	281万円	43万円
約定金利(年率) (n=36)	698%	348%

注意:本調査は2010年7月調査で抽出されたヤミ金融被害者に対して行った追跡調査の結果である。

出典:11年「ヤミ金融の利用に関する追跡調査」。